

令和7年度 商店街にぎわい促進事業

補助率
1/2

商店街の来街促進につながるイベントや広報活動等の事業の経費を幅広く補助します

3～5月に
実施する事業は
事後申請可能
(裏面参照)

対象事業

令和7年3月から令和8年2月までの
商店街の来街促進につながる事業
(イベントや広報活動等)

申請期間

令和7年4月1日から
令和8年1月15日まで

※予算が上限に達し次第、募集終了

申請団体

横浜市内商店会 ※複数商店会の共同申請可能
各区商店街連合会

申請回数

2回まで申請可能 (裏面参照)

※1回目と2回目の申請団体は、同一の商店会で構成されている必要があります。

※^{NEW}会員店舗数1～19店舗の商店会・各区商連は補助対象経費の**20万円まで定額支援!** (1回のみ)

団体の会員店舗数	補助上限額	団体の会員店舗数	補助上限額
1～19 店舗	※ 55万円	150～199 店舗	550万円
20～49 店舗	70万円	200～299 店舗	770万円
50～99 店舗	110万円	300 店舗～	1100万円
100～149 店舗	220万円	各区商店街連合会	110万円

補助対象経費

祭 ■ 広告等製作費・広告料 ■ 人件費・謝金・報償費 ■ 景品費
■ 委託費 ■ 使用料 ■ 保険料 ■ 物品購入費 ■ 食糧費 ■ 予備費 ^{NEW}

<対象経費の例>

- PR動画・チラシ・ポスター等製作費
- 商店会ウェブサイト作成・管理委託
- ステージ出演者への謝金
- 抽選会等で配布する商品券などの景品費
- 区民まつり等への出店料
- イベント運営委託
- 仮設トイレ設置
- イベント会場の使用料
- 抽選会の机
- イベント時のスタッフ用飲料

お問い合わせ先：横浜市経済局商業振興課

電話：671-3488

メール：ke-syogyo@city.yokohama.lg.jp

令和7年度商店街にぎわい促進事業 ここがポイント！



3月以降に開始し**5月末**までに実施する事業は

事後申請可能

- ※ 令和7年6月30日までに各申請書類の提出が必要です
- ※ 開始予定の事業と完了後の事業をまとめて申請することはできません



当補助金の申請にあたり、来街者向け**ウェブアンケート**の実施が原則必要です

- ※ アンケートフォームは市が用意します



アンケートサンプル→
1分ほどで完了の簡単な質問です



上限額の範囲なら
2回まで申請可能

商店会が年間を通じて実施する各事業に対して、その都度ご申請いただけます

(例) 会員店舗数50の商店会の場合
(補助上限額110万円)

	1回目	2回目
申請時期	5月 (事後申請)	11月
事業内容	・さくらまつり ・情報誌作成	歳末抽選会
実施時期	3～4月	12月
補助額	70万円	40万円

- 補助対象経費が重複しなければ、同一事業に対して複数の補助金と併用可能!

(各区商店街活性化イベント助成事業や商店街プレミアム付商品券支援事業等)

- 申請いただいたイベント等は、横浜市ウェブサイトや区SNS等で広報します!

- **予算が上限に達し次第、募集終了となります**



当補助金の申請にあたり、商店会には**脱炭素取組宣言**を行っていただきます。

取組宣言は
こちらから

3分ほどで完了します



詳しくは要綱・募集要領等をご確認ください

商店街にぎわい促進事業

検索